

専門学校アリス学園
学 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は学校教育法に基づき、文化・教養専門課程では国際化時代に通用する語学力と実務知識、幅広い教養を身につけた人材を育てること、商業実務専門課程では、専門的なビジネススキルの習得を通じ、社会人としての総合的な能力と実務知識、幅広い教養を身につけた人材を育てること、教育・社会福祉専門課程では、介護福祉の学問を通じて、実務知識と幅広い教養を身につけた人材を育てることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は専門学校アリス学園という。

英文名称は、「Academy for Languages International Communication and Education」とする。

(位置)

第3条 本校の位置を石川県金沢市円光寺本町8番50号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育のいっそうの充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	学級数	総定員	昼夜の別
文化・教養専門課程	日本語学科	1.5年	60名	6	120名	昼
	日本語学科	2年	60名	6	120名	昼
商業実務専門課程	国際ビジネス学科	2年	40名	4	80名	昼
教育・社会福祉専門課程	介護福祉学科	2年	60名	4	120名	昼
計			220名	20	440名	

2 前項の修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

(学年、学期)

第6条 本校の学年は次のとおりとする。

(1) 4月入学生は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(2) 10月入学生は、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。ただし日本語学科1.5年課程2年次は、10月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

(1) 4月入学生

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から3月31日まで

(2) 10月入学生

第1学期 10月1日から3月31日まで

第2学期 4月1日から9月30日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は次のとおりとする。ただし、学校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

(1) 土曜日・日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
 - (3) 夏季休業 7月20日～8月31日
 - (4) 冬季休業 12月21日～1月7日
 - (6) 春季休業 3月21日～4月10日
 - (7) 開校記念日 10月1日
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時間及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義及び演習科目は15時間から30時間までの範囲をもって1単位とし、実技・実習科目は30時間から45時間までの範囲をもって1単位とする。

(成績評価)

第10条 授業科目の評価は、学期末、学年末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の5分の4に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第11条 教育上有益と認めるときは、学生が入学前または在学中に他の専修学校、大学等において履修した授業科目を、各課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で本校において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、単位制コースにおいて、教育上有益と認めるときは、学生が入学前または在学中に他の専修学校、大学等において履修した授業科目について修得した単位を、各課程の修了に必要な総単位数の2分の1を超えない範囲で本校において修得したものとみなすことができる。
- 3 介護福祉学科介護福祉士コースにおいて、教育上有益と認めるときは、学生が入学前または在学中に他の介護福祉士養成施設等において履修した授業科目について修得した単位を、課程の修了に必要な総単位数の2分の1を超えない範囲で本校において修得したものとみなすことができる。また、介護福祉士養成施設以外の学校等で履修した授業科目について修得した単位を、介護福祉士養成施設指定規則別表第4の介護の領域に係る授業科目を除いた当該コースで設定する授業科目について、課程の修了に必要な総単位数の2分の1を超えない範囲で本校において修得したものとみなすことができる。

(始業及び終業)

第12条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	始業時間	終業時間	曜日
文化・教養専門課程	日本語学科	昼	9時00分	16時10分	月～金
商業実務専門課程	国際ビジネス学科	昼	9時00分	16時10分	月～金
教育・社会福祉専門課程	介護福祉学科	昼	9時00分	16時10分	月～金

(教職員組織)

第13条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学校長
 - (2) 教員
 - (3) 助手
 - (4) 事務職員
 - (5) 学校医
- 2 学校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

専門課程は、学校教育法第90条第1項の規定を満たしている、高等学校卒業またはこれと同等以上の学力を有する者とする。

(入学時期)

第15条 本校入学時期は、毎年4月または10月とする。

(入学手続)

第16条 本校の入学手続きは、次の通りとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第30条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日まで第31条に定める入学金・学費・諸経費等を納付し手続きをとらなければならない。

(入学取消)

第17条 学校長は、入学の許可を受けた者が前項の手続きをとらないときは、入学許可を取り消すことができる。

(保証人)

第18条 本校に入学しようとする者は、保証人を立てなければならない。

- 2 保証人は、父母または独立の生計を営む縁故者で、確実に保証人としての責務を果し得る者でなければならない。
- 3 保証人として不適当と認めるときは、その変更を命ずることができる。
- 4 保証人は、保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負わなければならない。
- 5 保証人がその責務を果たし得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

(転入学、編入学、再入学)

第19条 学校長は、本校への転入学、編入学、再入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(転学科、転コース)

第20条 学校長は、本校の他の学科に転学科又は所属学科の他のコースに転コースを志願する者については、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に転学科又は転コースを許可することがある。

(休学、復学)

第21条 学生が疾病、その他やむを得ない事由により一時的に休学する場合は、その事由を記した休学願及び診断書等を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学始期は4月1日もしくは10月1日とする。
- 3 休学期間は6ヶ月とする。
- 4 休学願の提出締切日は次の通りとする。

休学期間	締切日
4月1日～9月30日	3月10日
10月1日～3月30日	9月10日

- 5 休学期間の延長を希望する者は、改めて休学願及び診断書等を提出し、学校長の許可を受けなければならない。前項の締切日までに休学願が提出されない場合は、復学するものとする。
- 6 休学期間は通算して2年を超えることはできない。
- 7 休学期間は在籍年数には算入しない。

(退学)

第22条 退学しようとする者は、その事由を記した退学願を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 23 条 学校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、除籍することができる。

- (1) 第 5 条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 休学期間 2 年を経て、なお復学の見込みのない者
- (3) 授業料その他の納付金の納付を怠り、督促しても納付しない者
- (4) 病気、その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者

(課程修了の認定)

第 24 条 第 10 条に定める授業科目の成績評価に基づいて、学校長は課程修了の認定を行う。

2 単位制コースにおける課程の修了に必要な単位数は別表のとおりとする。

(卒業)

第 25 条 所定の修業年限以上在学し、学校長が課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第 26 条 前条により、教育・社会福祉専門課程介護福祉学科並びに商業実務専門課程国際ビジネス学科を修了した者には専門士の称号を付与する。

第 5 章 科目履修生及び短期大学併修生

(科目履修生)

第 27 条 本校において開設する授業科目に対し、本校以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の授業に支障のない限り、選考の上科目履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目履修生に関することは別に定める。

第 6 章 賞 罰

(褒賞)

第 28 条 成績優秀者にして、他の模範となる者は、褒賞することがある。

(懲戒)

第 29 条 次の各号に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みが無いと認められる者。
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第 7 章 入学検定料・入学金・授業料・その他

(納付金)

第 30 条 本校の入学金、授業料等、その他必要事項は学費規程に定める。

2 既に納入した納付金は、返還しない。ただし、次の号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 入学手続きを終えた者が 3 月 31 日までに入学辞退を申し出た場合には、入学金を除く授業料等の納付金は返還するものとする。

第 8 章 学生寮等

(学生寮)

第 31 条 学生寮に関する事項は、学校長が別に定める。

(健康診断)

第 32 条 健康診断を毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

第 9 章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第 33 条 本校の附帯教育事業は次のとおりとする。

- (1) アリス語学研修センター 外国語講座
- (2) 介護福祉士初任者研修
- (3) 介護福祉士実務者研修
- (4) 介護福祉士初任者研修 通信講座
- (5) 介護福祉士実務者研修 通信講座
- (6) 介護技術講習会
- (7) 介護予防講座
- (8) 喀痰吸引等研修

2 附帯教育事業の入学金、授業料、教育課程その他必要事項は別に定める。

第 10 章 雑 則

第 34 条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附則

- 1) この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2) この学則の施行に関し必要な事項は、学校長が定める。
- 3) (平成 5 年 11 月 29 日一部改正 平成 5 年度第 5 回理事会)
この改正による入学定員の変更は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 4) (平成 6 年 3 月 15 日一部改正 平成 5 年度第 7 回理事会)
この改正による英・米語学科専門コースの変更は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 5) (平成 6 年 5 月 31 日一部改正 平成 6 年度第 1 回理事会)
この改正による英・米語以外の学科・コースの変更は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 6) (平成 7 年 4 月 24 日一部改正 平成 7 年度第 1 回理事会)
この改正による専門課程の英・米語学科 2 年制コース修了者への専門士の称号授与は、平成 7 年 5 月 1 日から施行する。
この改正による科目履修生制度は平成 7 年 5 月 1 日から施行する。
この改正による短期大学通信教育部の併修制度は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 7) (平成 10 年 3 月 12 日一部改正 平成 9 年度第 6 回理事会)
この改正による専門課程の休業日の変更は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
この改正による専門課程の始業及び終業の時刻の変更は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
この改正による附帯教育の変更は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 8) (平成 14 年 5 月 12 日一部改正 平成 14 年度第 1 回理事会)
この改正による入学時期の 2 期制への変更は平成 14 年 7 月 1 日から施行する。
- 9) この学則の改正は、平成 15 年 1 月 30 日より実施する。
- 10) (平成 15 年 6 月 1 日改正) 平成 15 年第 1 回理事会
この学則の改正は、平成 15 年 6 月 10 日より施行する。
- 11) この学則の改正は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。
- 12) この学則の改正は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
- 13) この学則の改正は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
- 14) この学則の改正は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- 15) この学則の改正は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- 16) この学則の改正は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。この改正による日本語学科 1.5 年制の学級数

及び総定員の改正は平成 21 年 10 月 1 日から、日本語学科 2 年制の学級数及び総定員の改正は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 22 年 4 月 1 日の修業年限が 2 年の文化・教養専門課程 日本語学科の入学定員は 40 名とする。

3 学則第 21 条（称号の付与）にかかる改正は、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。

17) この学則の改正は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

18) この学則の改正は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

19) この学則の改正は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

20) この学則の改正は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

21) この学則の改正は、平成 25 年 5 月 29 日より施行する。

22) この学則の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。この改正による日本語学科の入学定員、学級数、総定員の改正は平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

2 この学則施行の前に在籍している日本語学科及び介護福祉学科介護福祉士コースの学生のカリキュラム及び卒業所要単位数については、なお従前のおりとする。

3 この改正による福祉保育学科保育士・幼稚園教諭二種コースのカリキュラム及び卒業所要単位数については、平成 25 年度入学生から適用する。

23) この学則の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則施行の前に在学している介護福祉学科介護福祉士コースの学生のカリキュラム及び卒業所要単位数については、なお従前のおりとする。

24) この学則の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

25) この学則の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則施行の前に在学している福祉保育学科保育士・幼稚園教諭二種コース及び介護福祉学科介護福祉士コースの学生のカリキュラム及び卒業所要単位数については、なお従前のおりとする。

26) この学則の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

27) この学則の改正は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

2 この学則改正による国際ビジネス学科専門士の称号付与については、平成 28 年度入学生から適用する。

28) この学則の改正は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

2 この学則施行の前に在学している国際ビジネス学科の学生のカリキュラム及び卒業所要単位数については、なお従前のおりとする。

29) この学則の改正は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

2 この学則施行の前に在学している介護福祉学科及び国際ビジネス学科の学生のカリキュラムについては、なお従前のおりとする。

30) この学則の改正は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

2 この学則施行の前に在学している国際ビジネス学科の学生の課程名、カリキュラム及び卒業所要単位数については、なお従前のおりとする。

31) この学則の改正は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

2 この学則施行の前に在学している介護福祉学科の学生のカリキュラム及び卒業所要単位数については、なお従前のおりとする。

32) この学則の改正は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

33) この学則の改正は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

2 この学則施行の前に在学している介護福祉学科及び国際ビジネス学科の学生のカリキュラム及び卒業所要単位数については、なお従前のおりとする。

34) この学則の改正は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。